

関係事業者団体 各位

青森県環境生活部環境保全課長

(公印省略)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）に関する報告書について

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、産業廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項及び同法施行規則第8条の27の規定により、前年度1年間で交付したマニフェストの状況について、毎年度6月30日までに産業廃棄物を排出した事業場の所在地を管轄する都道府県知事（青森市内については青森市長、八戸市内については八戸市長）に報告書を提出することが義務付けられております。

つきましては、業務御多用中のところ大変恐れ入りますが、貴団体加盟の会員に対し、産業廃棄物を排出している場合には、忘れずにマニフェスト交付等状況報告書を提出くださるよう周知をお願いします。

また、電子マニフェストを使用している場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第8項の規定に基づき、電子マニフェストの運用組織（情報処理センター）が都道府県知事等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。

その他、詳細については、当課ホームページ「環境保全ページ」の「法規制・届出等に関する情報」においても、報告書様式や関連情報等を掲載していますので御利用ください。

(参考)

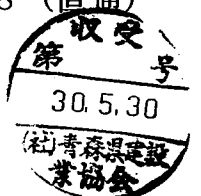
「環境保全ページ」の「法規制・届出等に関する情報」廃棄物関係（産業廃棄物、PCB廃棄物など）に掲載しています。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

URL : <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0625-1609-540.html>

担 当 廃棄物・不法投棄対策グループ

TEL 017-734-9248 (直通)



産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出期限について

平成30年は、6月30日が土曜日となっているため、
提出期限が、7月2日(月)となります。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先

各環境管理部・所在等	管轄区域
東青地域県民局環境管理部（注） 〒030-8566 青森市東造道1-1-1 環境保健センター内 TEL017-736-9292	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）
中南地域県民局環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎1階 TEL0172-31-1900	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市 平川市 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局環境管理部 〒039-1101 八戸市大字尻内町鴨田7 八戸合同庁舎2階 TEL0178-27-5111（代）	十和田市、三沢市 三戸郡、上北郡（七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町）
下北地域県民局環境管理部 〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合同庁舎新館1階 TEL0175-33-1900	むつ市 下北郡
青森市環境部廃棄物対策課 〒030-0801 青森市新町一丁目3-7 （青森市役所 駅前庁舎） TEL017-718-1086	青森市
八戸市環境部環境保全課 〒031-0801 八戸市江陽三丁目1-111 八戸市下水道事務所3階 TEL0178-51-6195	八戸市

注：東青地域県民局環境管理部は、平成30年7月9日から以下の住所となります。

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1 県庁東棟4階